

[検討事項] □議長の責務と役割

1. 考え方について

- ①議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- ②議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。
- ③前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

■地方自治法第104条（議長の議事整理権・議会代表権）

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

2. 参考条文、参考事例等

○さいたま市 第5条（議長及び副議長）

議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。
- 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

○多摩市 第16条（議長及び副議長）

議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理、議会事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければなりません。

- 2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとします。
- 3 議長及び副議長は、別に定める規定により議員による選挙で選ばなければなりません。
- 4 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたとき、議長の職務を行うとともに、議長を補佐します。

○上越市 第4条（議長の責務）

- 1 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。
- 2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。